

都道府県・政令指定都市の男女共同参画に関する 施策についての苦情処理担当窓口一覧

都道府県・政令指定都市	担当窓口 (男女共同参画担当部署 ※1)	苦情処理機関名 (第三者的な立場の苦情処理付属機関を設置している場合 ※2)	郵便番号・住所	Tel・Fax
北海道	環境生活部 くらし安全局 道民生活課 女性支援室 外14総合振興局・振興局に窓口 設置	北海道 男女平等参画苦情処理委員	〒060-8588 札幌市中央区北 3条 西 6丁目	Tel. 011-204-5217 Fax. 011-232-4820
札幌市	市民文化局 男女共同参画室 男女共同参画課		〒060-8611 札幌市中央区北 1条 西 2丁目	Tel. 011-211-2962 Fax. 011-218-5164
	札幌市男女共同参画センター		〒060-0808 札幌市北区北 8条西 3丁目 札幌エルプラザ内	Tel. 011-728-1222 Fax. 011-728-1229
青森県	環境生活部 青少年・男女共同参画課 男女共同参画グループ	青森県男女共同参画審議会 苦情等部会	〒030-8570 青森市長島 1-1-1	Tel. 017-734-9228 Fax. 017-734-8050
岩手県	環境生活部 若者女性協働推進室 男女共同参画担当	岩手県 男女共同参画調整委員	〒020-8570 盛岡市内丸 10-1	Tel. 019-629-5348 Fax. 019-629-5354
宮城県	みやぎ男女共同参画相談室 (環境生活部 共同参画社会推進課 男女共同参画推進班)		〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1	Tel. 022-211-2570 (Tel. 022-211-2568) (Fax. 022-211-2392)
仙台市	仙台市男女共同参画推進セン ター 「エル・ソーラ仙台」(受付)		〒980-6128 仙台市青葉区中央 1-3-1 アエル29階	Tel. 022-268-8043 Fax. 022-268-3911
	市民局 協働まちづくり推進部 男女共同参画課(処理)		〒980-8671 仙台市青葉区二日町1-23 アーバンネット勾当台ビル 2階 二日町第 4 仮庁舎	Tel. 022-214-6143 Fax. 022-214-6140
秋田県	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	秋田県男女共同参画審議会 苦情処理部会	〒010-8570 秋田市山王 4-1-1	Tel. 018-860-1555 Fax. 018-860-3895
山形県	子育て推進部 若者活躍・男女共同参画課 男女共同参画担当	山形県男女共同参画審議会 苦情等処理部会	〒990-8570 山形市松波 2-8-1	Tel. 023-630-2262 Fax. 023-632-8238
福島県	福島県男女共生センター (女と男の未来館)	福島県男女共同参画推進員	〒964-0904 二本松市郭内 1-196-1	Tel. 0243-23-8319 Fax. 0243-23-8314
	(生活環境部 男女共生課)		(〒960-8670) (福島市杉妻町 2-16)	(Tel. 024-521-7188) (Fax. 024-521-7887)
茨城県	県民生活環境部 女性活躍・県民協働課 女性活躍担当	茨城県男女共同参画苦情・意見 処理委員会	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6	Tel. 029-301-2178 Fax. 029-301-2190
栃木県	県民生活部 人権・青少年男女参画課 男女共同参画担当	栃木県男女共同参画審議会 苦情等調査部会	〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20	Tel. 028-623-3074 Fax. 028-623-3150
群馬県	生活文化スポーツ部 県民生活課 人権男女共同参画室 男女共同参画係		〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1	Tel. 027-226-2902 Fax. 027-221-0300
埼玉県	県民生活部 男女共同参画課	埼玉県 男女共同参画苦情処理委員	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1	Tel. 048-830-2921 Fax. 048-830-4755
さいたま市	市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課 男女共同参画推進センター	さいたま市 男女共同参画苦情処理委員	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階	Tel. 048-643-5816 Fax. 048-643-5801
千葉県	総合企画部 男女共同参画課	千葉県 男女共同参画苦情処理委員	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	Tel. 043-223-2372 Fax. 043-222-0904
千葉市	男女共同参画相談室 (市民局 生活文化スポーツ部 男女共同参画課)	千葉市 男女共同参画苦情処理委員	〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1	Tel. 043-245-5686 Fax. 043-245-5539

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

都道府県・政令指定都市	担当窓口 (男女共同参画担当部署 ※1)	苦情処理機関名 (第三者的な立場の苦情処理付属機関を設置している場合 ※2)	郵便番号・住所	Tel・Fax
東京都	生活文化局 都民生活部 男女平等参画課		〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1	Tel. 03-5388-3189 Fax. 03-5388-1331
	東京ウィメンズプラザ		〒150-0001 渋谷区神宮前 5-53-67	Tel. 03-5467-1711(代) Fax. 03-5467-1977
神奈川県	福祉子どもみらい局 人権男女共同参画課		〒231-8588 横浜市中区日本大通 1	Tel. 045-210-3643 Fax. 045-210-8832
横浜市	男女共同参画センター横浜 男女共同参画に関する人権侵害 相談・申出制度(性別による差別 等の相談電話)	男女共同参画に関する人権侵害 相談・申出制度(性別による差別 等の相談) 専門相談員会議	〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 435-1	Tel. 045-862-5063 Fax. 045-862-4811
	(政策局 男女共同参画推進課)		(〒231-0017) (横浜市中区港町 1-1)	(Tel. 045-671-2017) (Fax. 045-663-3431)
川崎市	市民文化局 人権・男女共同参画室		〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 9階	Tel. 044-200-2300 Fax. 044-200-3914
相模原市	市民局 人権・男女共同参画課	相模原市男女共同参画専門員	〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15	Tel. 042-769-8205 Fax. 042-753-9413
新潟県	県民生活・環境部 男女平等社会推進課		〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1	Tel. 025-280-5141 Fax. 025-280-5166
新潟市	市民生活部 男女共同参画課	新潟市 男女共同参画苦情処理委員	〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1	Tel. 025-226-1061 Fax. 025-228-2230
富山県	総合政策局 少子化対策・県民活躍課		〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7	Tel. 076-444-3137 Fax. 076-444-3479
	富山県民共生センター 「サンフォルテ」		〒930-0805 富山市湊入船町 6-7	Tel. 076-432-4500 Fax. 076-432-5525
石川県	県民文化スポーツ部 男女共同参画課	石川県 男女共同参画苦情処理委員	〒920-8580 金沢市鞍月 1-1	Tel. 076-225-1376 Fax. 076-225-1379
福井県	地域戦略部 県民活躍課		〒910-8580 福井市大手 3-17-1	Tel. 0776-20-0319 Fax. 0776-20-0632
山梨県	県民生活部 県民生活・男女参画課 男女共同参画担当	山梨県男女共同参画審議会 苦情処理部会	〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1	Tel. 055-223-1358 Fax. 055-223-1320
	県民生活センター	山梨県行政苦情審査員	〒400-0035 甲府市飯田 1-1-20	Tel. 055-223-1366 Fax. 055-223-1368
	山梨県立 男女共同参画推進センター		〒400-0862 甲府市朝気 1-2-2	Tel. 055-235-4171 Fax. 055-235-1077
長野県	県民文化部 人権・男女共同参画課	長野県 男女共同参画推進指導委員	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	Tel. 026-235-7102 Fax. 026-235-7389
岐阜県	健康福祉部 子ども・女性局 男女共同参画・女性の活躍推進 課		〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1	Tel. 058-272-8236 Fax. 058-278-2611
静岡県	くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課		〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6	Tel. 054-221-3363 Fax. 054-221-2941
静岡市	市民局 男女参画・多文化共生課 男女共同参画推進係	静岡市男女共同参画審議会	〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1	Tel. 054-221-1349 Fax. 054-221-1782
浜松市	市民部 UD・男女共同参画課	浜松市 男女共同参画苦情処理検討委員	〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2	Tel. 053-457-2561 Fax. 053-457-2750
愛知県	県民文化局 男女共同参画推進課		〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	Tel. 052-954-6179 Fax. 052-954-6951
名古屋市	総務局 総合調整部 男女平等参画推進室	名古屋市 男女平等参画苦情処理委員	〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1	Tel. 052-972-2234 Fax. 052-972-4112
三重県	環境生活部 ダイバーシティ社会推進課		〒514-8570 津市広明町 13番地	Tel. 059-224-2225 Fax. 059-224-3069
滋賀県	商工観光労働部 女性活躍推進課	滋賀県男女共同参画審議会 苦情処理専門部会	〒520-8577 大津市京町 4-1-1	Tel. 077-528-3771 Fax. 077-528-4807

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

都道府県・政令指定都市	担当窓口 (男女共同参画担当部署 ※1)	苦情処理機関名 (第三者的な立場の苦情処理付属機関を設置している場合 ※2)	郵便番号・住所	Tel・Fax
京都府	府民環境部 男女共同参画課		〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	Tel. 075-414-4291 Fax. 075-414-4293
京都市	文化市民局 共生社会推進室 男女共同参画推進担当	京都市 男女共同参画苦情等処理専門員	〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル8階	Tel. 075-222-3091 Fax. 075-366-0139
	京都市男女共同参画センター ウイングス京都(受付)		〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下ル御射山町 262	Tel. 075-222-8124 Fax. 075-212-7460
大阪府	府民文化部 男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ	大阪府 男女共同参画施策苦情処理委員	〒540-0008 大阪市中央区大手前 1-3-49 大阪府立男女共同参画・青少年センター 3階	Tel. 06-6210-9321 Fax. 06-6210-9322
大阪市	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課	大阪市 男女共同参画苦情処理委員	〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20	Tel. 06-6208-9156 Fax. 06-6202-7073
堺市	市民人権局 男女共同参画推進部 男女共同参画推進課	堺市男女平等相談委員	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1	Tel. 072-228-7408 Fax. 072-228-8070
兵庫県	企画県民部 女性青少年局 男女家庭課	兵庫県 男女共同参画申出処理委員	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1	Tel. 078-362-3160 Fax. 078-362-3891
神戸市	市民参画推進局 男女活躍勤労課	神戸市 男女共同参画苦情処理委員	〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1	Tel. 078-322-5179 Fax. 078-322-6033
奈良県	福祉医療部 こども・女性局 女性活躍推進課		〒630-8501 奈良市登大路町 30	Tel. 0742-27-8679 Fax. 0742-24-5403
和歌山県	環境生活部 県民局 青少年・男女共同参画課		〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1	Tel. 073-441-2510 Fax. 073-441-2501
鳥取県	鳥取県男女共同参画センター 「よりん彩」	鳥取県男女共同参画推進員	〒682-0816 倉吉市駄経寺町 212-5 県立倉吉未来中心内	Tel. 0858-23-3901 Fax. 0858-23-3989
	(令和新時代創造本部 女性活躍推進課)		(〒680-8570) (鳥取市東町 1-220)	(Tel. 0857-26-7075) (Fax. 0857-26-8196)
島根県	環境生活部 環境生活総務課 男女共同参画室	島根県男女共同参画審議会 苦情処理専門部会	〒690-8501 松江市殿町 1	Tel. 0852-22-5245 Fax. 0852-22-5636
岡山県	県民生活部 男女共同参画青少年課		〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6	Tel. 086-226-0553 Fax. 086-225-2949
岡山市	市民協働局 市民協働部 女性が輝くまちづくり推進課		〒700-8544 岡山市北区大供 1-1-1	Tel. 086-803-1115 Fax. 086-803-1845
広島県	環境県民局 人権男女共同参画課 男女共同参画推進グループ		〒730-8511 広島市中区基町 10-52	Tel. 082-513-2746 Fax. 082-227-2549
広島市	市民局 人権啓発部 男女共同参画課		〒730-8586 広島市中区国泰寺町 1-6-34	Tel. 082-504-2108 Fax. 082-504-2609
山口県	環境生活部 男女共同参画課		〒753-8501 山口市滝町 1-1	Tel. 083-933-2630 Fax. 083-933-2639
徳島県	県民環境部 男女参画・人権課 男女共同参画担当		〒770-8570 徳島市万代町 1-1	Tel. 088-621-2177 Fax. 088-621-2844
香川県	政策部 男女参画・県民活動課	香川県男女共同参画審議会 苦情処理委員会	〒760-8570 高松市番町 4-1-10	Tel. 087-832-3197 Fax. 087-831-1165
愛媛県	県民環境部 県民生活局 男女参画・県民協働課	愛媛県 男女共同参画推進委員	〒790-8570 松山市一番町 4-4-2	Tel. 089-912-2332 Fax. 089-912-2444
	愛媛県男女共同参画センター		〒791-8014 松山市山越町 450	Tel. 089-926-1633 Fax. 089-926-1661
高知県	文化生活スポーツ部 県民生活・男女共同参画課	高知県 男女共同参画苦情調整委員	〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20	Tel. 088-823-9651 Fax. 088-823-9879

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

都道府県・政令指定都市	担当窓口 (男女共同参画担当部署 ※1)	苦情処理機関名 (第三者的な立場の苦情処理付属機関を設置している場合 ※2)	郵便番号・住所	Tel・Fax
福岡県	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課	福岡県男女共同参画審議会 苦情処理部会	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7	Tel. 092-643-3391 Fax. 092-643-3392
福岡市	市民局 男女共同参画部 男女共同参画課	福岡市男女共同参画審議会 苦情処理部会	〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1	Tel. 092-711-4107 Fax. 092-733-5785
北九州市	総務局 女性の輝く社会推進室 男女共同参画推進課	北九州市男女共同参画審議会	〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1-1	Tel. 093-582-2405 Fax. 093-582-2624
佐賀県	健康福祉部 男女参画・こども局 男女参画・女性の活躍推進課		〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59	Tel. 0952-25-7062 Fax. 0952-25-7338
長崎県	県民生活部 男女参画・女性活躍推進室	長崎県男女共同参画審議会 苦情処理部会	〒850-8570 長崎市尾上町 3-1	Tel. 095-822-4729 Fax. 095-822-4739
熊本県	環境生活部 県民生活局 男女参画・協働推進課		〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1	Tel. 096-333-2287 Fax. 096-387-3940
熊本市	市民局 市民生活部 男女共同参画課		〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1	Tel. 096-328-2262 Fax. 096-351-7746
大分県	生活環境部 県民生活・男女共同参画課 参画推進班	大分県 男女共同参画苦情処理委員	〒870-0037 大分市東春日町 1-1 NS大分ビル 1F	Tel. 097-534-2039 Fax. 097-534-2057
宮崎県	総合政策部 生活・協働・男女参画課	宮崎県男女共同参画審議会 苦情処理専門部会	〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1	Tel. 0985-26-7040 Fax. 0985-20-2221
鹿児島県	総務部 男女共同参画局 青少年男女共同参画課 男女共同参画室		〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1	Tel. 099-286-2634 Fax. 099-286-5541
沖縄県	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課 男女共同参画班		〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	Tel. 098-866-2500 Fax. 098-866-2589

※1 苦情処理担当窓口と男女共同参画担当部署が異なる場合に、()内に男女共同参画担当部署を記載しています。

※2 第三者的な立場の付属機関が苦情を処理している場合にその名称を記載しています。